

(仮称)津山・英田圏域クリーンセンター建設に係る技術審査委員会
第1回 委員会 議事録

1 日時;平成20年10月3日(金) 14時00分～17時35分

2 場所:津山市 久米支所 大会議室

3 出席者

審査委員	酒井伸一	京都大学教授(委員長)	
	森住明弘	NPO法人 大阪ゴミを考える会 理事長(副委員長)	
	浦邊真郎	福岡大学大学院工学研究科客員教授(委員)	
	近藤正昭	近畿合同法律事務所弁護士(委員)	
	岩永宏平	日本環境衛生センター環境工学部部長(委員)	
オフィサー- 協議会長 事務局	栗原英隆	全国都市清掃会議技術部長	
	桑山博之	津山ブロックごみ処理広域化対策協議会長(津山市 市長)	
	中山満	津山市 副市長	
	吉田幸信	津山市クリーンセンター建設事務所	所長
	村上祐二	〃	次長
	岡完治	〃	企画調整課長
	竹本秀彰	〃	施設建設課長
	永禮治	〃	建築企画参事
	河島邦生	〃	企画参事
	原田浩司	〃	企画参事
	西村敏之	〃	企画調整課主査
	小須田あゆみ	〃	企画調整課主任
	三木崇伸	〃	施設建設課技師
	廣瀬浩司	〃	企画調整課主事
	高宮歳雄	津山市環境事業所	所長
	上田輝昭	〃	次長
	友末憲良	〃	業務課長
	堀田一郎	〃	参事
	林田耕作	全国都市清掃会議	技術部課長
	岩脇成彦	コンサルタント	
	奥野達也	〃	

会議開始前の12時50分から建設予定地の現地視察

4 開会

これから第1回技術審査委員会を開催いたします。皆様方に置かれましては大変お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

早速ではございますが、委員会次第に従いまして設置について入らせていただきます。

5 委員会の設置について

(1) 委嘱状交付: 津山ブロックごみ処理対策協議会長(津山市長)より各委員へ委嘱状を交付
全国都市清掃会議栗原技術部長はオブザーバーとして参加する旨紹介

(2) 諮問: 協議会長から技術審査委員長に対し諮問

(3) 協議会長挨拶

失礼いたします。皆様方にはご多忙の中をこのようにご参集いただきまして誠にありがたく思っております。また、委員にご就任をいただきました皆様につきましては格別、大変ご公務も多忙中の中をこのようにご就任をいただきまして我々も大変心強く思っておりますところでございまして、また、ご承諾を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、津山市を中心といたします津山ブロックの中の市町村にとりまして、この新しいクリーンセンター建設という課題は、幾度も挫折を繰り返し、そして非常に多くの待望久しい、長年の懸案事項でございますので、これの進捗は本当に心から待たれております。

このクリーンセンターは、私の言葉でいいますと「都市機能」として重要なものであると、そして今やハイテク企業の誘致と考えるとなんら差し支えないものである。そして、進捗にはいろいろなことを十分に検討して、総合的、技術的にこれをまとめていくべきだということを申し上げます。

また私がそのように公約申し上げていわゆる立地についても公募方式という考え方をさせていただきました。

そして今までこの困難に困難を重ねていたこの状況といったものに大きな道筋を立てたい。という願いを持っておりまして、そういう意味では、ハイテク企業やそういうふうなことも申し上げただけに、とても、いわゆる素人には無理である。これは、それぞれの専門家の皆様のご意見を伺うことによって、はじめてその進捗がはかれるという考え方をを持っておりまして、それが「総合的・科学的」という言葉で私が表現をさせていただいておった所であります。

この委員としてご就任をいただきました「技術審査委員会」はそういう意味では、最も重要な、クリーンセンター進捗のための重要機関でございまして専門的な見地から客観的かつ合理的な審査・評価を行っていただく機関でございまして、心からよろしくお願いを申し上げます、そしてこのように第1回がもてるということが非常に感動的なことだと私は思っております、これから最後までよろしくご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、これが結果的に、岡山県内では広域で行うことも勿論初めてではございますけれども、日本においてもこれが先進事例(モデル)となってこの中央都市が抱えておりますこの難渋する課題につきまして、本当にモデルとしてのケースが確立したと言うくらいの評価を受けたいと言う真剣な思いを私自身も持っております。どうぞ委員の先生方におかれましてはよろしくお願ひしたいと存じます。

誠に勝手なことを申し上げます、私もやや興奮するくらいの思いを持っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと存じます。

今日は、本当に皆様ありがとうございました。これをご挨拶とさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

(4) 酒井委員長挨拶

それでは、この技術審査委員会委員長をおおせつかりまして一言ご挨拶を申し上げます。今、少し広い目で世界を見渡しますと資源エネルギー問題、その持続性に関して非常に懸念がもたれております。

また、その裏返しでもあります地球環境問題、特に気候変動問題というのは喫緊な課題と言われております。この気候変動問題あるいは地球温暖化問題ときわめて密接不可分な課題として、このごみ処理問題があります。

ひとつは焼却をすれば炭酸ガスが発生する、その一方、うまく発電をしてエネルギーを回収すると、これは世界の炭酸ガスの抑制につながるという側面があります。

また、生ごみをうまくメタン発酵し、エネルギー回収すれば、これは炭酸ガスの抑制につながります。何より生ごみについては最先端の資源ということになってきます。

また、一方埋立地からは、有機物からメタンガスが発生し、温室ガスとして地球の環境に影響する、といった構造を持った問題であります。そういった意味では、ごみ処理は地球につながるといった話であります。ただ、もう一方、ごみ処理は足元へ広がってくる問題、非常に地域性の強い問題です。

うまく対処しなければ、その地方はきわめて深刻な影響を受ける地域ということになります。そういった意味で、先程桑山市長さんからのお話にありましたが、公募方式による立地選定という手法をおとりになられて、そしてその選定に道筋をつけてこられた、これに関しては深く敬意を表する次第でございます。大変ご苦勞であったかと拝察をいたします。

そういう中で、今回はこの技術審査委員会、これの運営を進めるに当たりまして大きく3つ柱においております。

一つは「システムの視点」、二つ目は「事業性の視点」、三つ目は「地域の視点」というふうに思っています。「システムの視点」とはまさしく処理方式の考え方でございますが、基本にごみは環境負荷を与える非常に厄介者ではありますが、その一方うまく扱えばこれは資源という側面をもつということ、これは極めて重要なことであろうかと思っております。こういった意味で、しっかりとした熱回収を行い、炭酸ガス抑制につながるという事業の考え方を基本にしていかなければならないのではないかと考えております。

二つ目の「事業の視点」ということでございますが、基本は安定的な処理ということを頭に入れておかなければならないと思っておりますが、それとともに効率的な事業運営ということは21世紀の地方行政がこの事業を進めていく上では不可欠であろうと思っております。

地域の財政健全化ということを頭に置きながら持続可能性の維持に貢献できる事業方式にしなければならないという意味合いもあろうかと思っております。そういった意味での事業方式の答申をなさねばならないということはひとつの大きな課題をもらったと考えております。

それから三つ目の「地域」と申しましたのは、これはごみ減量、またはリサイクルを進めて参りましても最終的にそれらの残渣と地域は付き合っていかなければならない、という意味で、ごみはきれいにゼロにならないという視点にもやはり協力していただかなければならないと考えております。ここは少し技術選定とは離れてくるかと思いますが、このあたりのことも議論の過程としては必然的に関係してこようかと思っております。そこに向けては、やはり透明性の最大限の確保ということはやはりどうしても必要な話になってくるかと思っております。

今回、進行役をおおせつかりまして、この地域が志を持ってごみに立ち向かえるようなそういう指針が出来るように最大限努力したいと思っております。以上で、挨拶にかえさせていただきたいと思っております。

(5) 委員自己紹介、事務局自己紹介

森住明弘副委員長：建設検討委員会委員をしている

浦邊真郎委員：学生時代から40年ごみ問題をやっている。現在は1府4県、7つの施設で委員をしている。今まで培った技術的な背景について協力したい。

近藤正昭委員：ごみ問題は素人であるが、以前森住副委員長と大阪市相手に焼却場建設差止裁判を10年以上やっていた。岡山市出身でもあり、広い意味での恩返しと考えてやっていきたい。

岩永宏平委員：固形廃棄物処理が専門。西日本地区はセメント、溶融、海面・陸上の大規模処分場もありいろいろな方法が行われている。そういった面で、今回の機種選定の役に立ちたい。

栗原英隆部長(オブザーバー)：建設検討委員会では委員をしている。全体で2つの委員会の流れがスムーズに行くようにサポートを行っていきたい。

<職員紹介>

(6)委員会の役割について

建設検討委員会、技術審査委員会について

実施計画スキーム：それぞれの委員会との役割の説明

建設検討委員会

ごみ処理問題の地域課題を整理して共通認識を深めながら、まちづくりの観点からソフト面を含めた総合的な検討を行う。特にごみ処理方式や運営方式を行政がどのように考えていくかを、住民、各市町村の認識の違いをなくし、疑問に答えていくことで不安を減らしていくことが課題であると考えている。

専門部会

行政担当者レベルで詳細について検討を行う組織

技術審査委員会

第三者機関であり、ブロック協議会からの諮問を受けて、専門的な見地から地球環境に配慮したごみの処理方式、事業運営方式を中心に客観的な審査・評価を行い、具体的な施設規模、内容等について答申をお願いする。

両委員会の具体的な役割について

建設検討委員会は、まちづくりの観点から住民、行政から見たごみ処理方式、運営方式について、また、リサイクルセンターの役割、環境学習、還元施設について検討をお願いしている。

技術審査委員会は、ごみ処理方式、運営方式、リサイクルセンター、熱回収施設等を津山ブロックにもっとも適した施設の具体的なありかたの方向性を考えていただく。また、今後、どのようなシステムで運営していくかについても審議をお願いしている。

設置要領について

第6条(会議の公開)について説明

委員会は原則公開であるが、公開することによって不利益を生じる場合については公開を制限できる条項を加えている。

現在は、メーカーに対し技術資料の提供をお願いしているが、技術資料については特許、実用新案等企業情報が含まれており、これらを公開することによって企業に不利益を生じる恐れがあるため公開制限を行うもの。今後は、その都度公開・非公開の伺いをしたい。

意見質疑

< 酒井委員長 > 設置要領第6条公開の件についてですが、この一条を入れていただいたことに関しては非常に結構なことでお礼申し上げないといけないんですが、文言上「委員長が認める場合、出席した委員の二分の一以上の同意があった場合」、これを直列で読むのか並列で読むのかによって運用が大きく変わってまいります。

原則としては、これは直列で読むと言うような解釈で少しはつきりさせていただいたと思います。

すなわち、委員長が必要と認める、これは非公開を認めるということだと思いますが、「委員長が非公開が必要と認める場合“で”、かつ出席した委員の二分の一以上の同意があった場合はこの限りではない」という文面に変えていただけたらと思います。

< 事務局 > 今、委員長のほうから and 条件と言うことで情報公開についてのお話がありましたけれども、この6条の趣旨は「委員長が必要と認める場合」、or 条件でございます。若しくは出席した委員の二分の一以上の同意があった場合はこの限りではないといった意味で、委員長が認める場合と委員の皆さん二分の一以上の方が。

< 事務局 > 訂正させてください。or 条件ではなく委員長が言われたとおり「かつ」いうふうに訂正を行います。「ただし、委員長が必要と認める場合、かつ出席した委員の二分の一以上の同意があった場合はこの限りではない」といったふうに改めます。

< 酒井委員長 > 極力、民主的なほうが良いと思いますので、今の事務局の訂正が望ましいでしょう。

情報は公開したほうが良いと思いますし、一方、実際の運営上は今の説明にもありましたとおり保護すべき技術情報がある場合は、非常に限定的な場合に限ると言う運営上の前提付きでお付き合いをしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

< 森住副委員長 > 所掌事務のところ、アセスメントについての記述が無いんでどう位置づけたらよいのかお聞きしたいこと、はっきり書いたほうがよいと思うので。上の3つと関連ですね。明らかに関連していますから、上の三つがうまく行くためにはアセスメントが必要ですので、アセスメントについては明確に書いておくべきだと思います。

< 事務局 > 第2条の(4)その他に含めるという意味でしたが、今ご指摘をいただきましたのでこれを明確に記載すると言うことで修正させていただきますのでよろしく願いいたします。

6 報告事項

(1) 津山・英田圏域クリーンセンター建設の現在までの経過並びに全体的なスケジュールについて説明

建設候補地を公募により募集し、適地選定委員会により建設適地が答申され、ブロック協議会で協議の結果建設予定地として「領家」が選定されたことなどを説明

施設配置案については、5月23日の領家地区の対策委員会において承認をいただき決定。

9月29日 第1回建設検討委員会が開催された。10月1日に環境影響評価の現地調査を開始している。

反対運動については、対応中であり、地権者、地元の協力を得ながら事業は推進中

(2) 経過

○H18.9.15～12.15 クリーンセンター建設候補地公募

(立候補地： 神庭 為本ほか地区 田邑・一宮 安井 領家 広野 久田 福岡 東苫田)

○H19.2.7、2.14 適地選定委員会資格審査(総会決議のない 田邑・一宮 東苫田を落選とし、

- 神庭 為本ほか地区 安井 領家 広野 久田 福岡を審査対象とすることを決定)
- H19.4.25 適地選定委員会 2次絞込み(神庭 為本ほか地区 安井 領家の4地区に絞る)
 - H19.5.30 適地選定委員会決定(第1位:領家、第2位:為本ほか、安井)
 - H19.6.25 津山ブロックごみ処理広域化対策協議会において、ごみ処置センター建設候補地を領家地区とすることを決定
 - H20.2.10 領家町内会臨時総会にて、焼却場、リサイクル施設、最終処分場の受入れ承認を決議
 - H20.5.23 領家対策委員会(配置案を承認)
 - H20.6.12 領家地区の一部住民(7人)が、「ゴミ処理センターの計画の中止」を求めて津山簡易裁判所へ公害調停の申立を行う
 - H20.6.19～7.2 環境影響評価実施計画書縦覧(20.6.19～20.7.2)
 - H20.7.9 「領家地区ゴミ処理場建設予定地の再考を求める住民の会」結成式
 - H20.7.25 公害調停(津山簡易裁判所)・意見聴取の結果、調停不成立で終了
 - H20.9.9 領家地区の一部住民(3世帯9人)が、岡山地方裁判所に「廃棄物処理施設差止請求」を提訴
 - H20.9.29 第1回建設検討委員会
 - H20.10.1 環境影響評価現地調査着手

< 3Dによる配置説明 >

(3)ごみ処理の現状について

ごみのエリアと搬入している施設名について記載しているが、行政区域と施設区域が異なっており非常に複雑な処理体系になっている。

大きな点としては、残渣の自己処理が出来るのは4市町村しかない。それも、もうすぐ一杯か津山市のように来年の3月末から全量持ち出しというところもあり、焼却炉についても平成22年前後に地元との協定で運転ができなくなるという所が3箇所ある。そういうところで全量搬出すると津山市で最悪の場合は年間18億5千万、合併市町村の分も含めると年間30億近くは必要となる見込みであり、新しい施設の建設が緊急の課題になっている。

意見質疑

< 酒井委員長 > 最後に説明を行った30億、18億5千万の数字はどこからきたものなのですか。

< 事務局 > 18億5千万というのは、津山市の焼却炉が作られたのが昭和51年で、非常に古い炉であるのでいつ焼却できなくなるか分からない。

それと地元との協定が22年前後に切れるということと来年に最終処分場が一杯になり持ち出しをするということで、最悪の条件が全部重なってくると旧津山市の処理にそれだけいるという試算がありまして、その結果であります。

< 酒井委員長 > 外部に廃棄物の処理をお願いした際、そういう額がかかるという認識でよろしいか。

< 事務局 > この施設については、新ごみ処理センターが建設の話が持ち上がって10年以上経っており、そ

の間焼却施設があります地元との協定で、焼却施設の使用期限があり、最近でも平成18年3月一杯という期限があり、それを平成24年3月31日まで延長をしていただいたという経過がございます。

そして、この延長が最後というようなことも付け加えていわれており、現在計画中の施設が平成26年4月1日の稼働の予定ですので、その間約2年間の空白がございます。

このことから、使用延長が地元から認められなかった場合に、現在可燃物を焼却している日量100トン全てを県外の間処理施設、焼却施設のほうに持ち出しをして処分をせざるをえないことにもなります。

それから先ほど説明にもありましたが、不燃物の最終処分場が本年度3月末で埋立容量がなくなるのでこれについても、三重県の民間最終処分施設に持ち出しをする予定になっています。

そして更に最終処分場の敷地に隣接する資源化センター(リサイクルセンター)についても焼却場と同じく使用が不可能になる場合もあります。

現在では資源化のための分別を徹底して埋立ごみの減量に努めているが、そういった資源化の取組みも出来なくなるということになれば先ほど申し上げたような年間の新たなごみ処理にかかる経費が生じてくるといったような危惧を持っております。

<酒井委員長>他の人はいかがでしょうか。

<近藤委員>参考までに反対住民というのはどの辺に住んでいる人なんですかね。

<事務局>実は今回差止請求をされましたのは、領家地区の3世帯9人ございまして、領家地区が現在98世帯ございます。95世帯の方は理解を頂いているんですが、3世帯の方が反対されているという状況です。

それと、もうひとつ、これは訴訟には加わっておりませんが鏡野町下原下地区でこのあたりの農家です。

今説明がありました領家地区の反対の方は主に町内会の方の手続きに不満ということで当初は積極的に推進をされていた方なんですが町内会で協議を進めている中で、町内会の手続き論に不満を持ちまして反対に回られたという方でございます。

それから、鏡野町の下原下地区の方が反対ということで、今、運動されております。こちらのほうは、農家、ハウス栽培等の農家が多くて農作物に影響がでるというのを理由にされて反対をされているということでございます。

<酒井委員長>この説明でよろしいか。

<近藤委員>結構です。

7 協議事項

(1) 現在の可燃ごみ処理技術について

<現在の可燃ごみ処理技術についてより:コンサルタントより説明>

現在の可燃ごみ処理システムとして(熱回収方式)焼却方式、ガス化溶融方式、ガス化改質方式(ごみ燃料化方式)炭化方式、RDF化方式(厨芥類等の処理を目的としたもの)ごみ堆肥化方式、ごみメタン化方式

以上の計7方式の概要、それぞれの処理施設の利点、課題について紹介

施設別処理方式別の稼働施設数と各処理システムの利点と概要について説明。

意見質疑

<近藤委員> 素人なので分からないんだけど、まず建築コストがどれが高くてどれが安くて、運転コストはどれが高くて、どれが安くて、有害物質はどれが多くて、どれが少ないか。そういう大雑把なものを説明してもらえないかな。

<事務局> それでは説明させていただきます。各処理方式の建設費は今後調査しましてここで回答させていただきたいとおもいますが、

<酒井委員長> 今の質問は次回送りとせず、おしなべて他の施設に比べてちょっと高目とかそういった説明くらいは分かるかと思うんですが。

<近藤委員> とりあえず大雑把で。

<事務局> 今の近藤委員のご質問でございますが、コストの件ですが、これは施設の仕様関係が明確に決まらないといえないんですが、今現状の粗相場としましてトン単価、こういう施設はトン単価で表現しておりますが、施設建設費のトン単価は、今鋼材費が上がっておりますので、やはり6,000万から6,500万円くらいの建設単価が今現状で見込まれております。

内容によって上下減しますけれどもおおよそそれくらい。それとおおよそ70%くらい、60から70%くらいがプラント物。それから30から35%くらいが建築だろうなという按分でございます。

<事務局> 一般的に焼却方式といってストーカーのみの方式がこちらでも採用されていますが、一番普及しておりますし安定している、価格も安いということになります。それにプラス灰溶融炉をつけるとその分だけ2割、3割高くなります。更にガス化溶融方式なんですけども、やはりストーカープラス灰溶融、ストーカー方式より2、3割高いような形で大体同じくらいの比になっております。ガス化改質についても同じ比でないかと思っております。

炭化あるいはRDF、ごみ堆肥化とメタンについては、これはあまり例がなくて価格について聞かれてすぐにお答えできる元が無いんですけども、大体ストーカーより少し高めと言うことじゃないかと思っております。

ただ、特筆すべきはごみの炭化あるいは堆肥化した場合は、焼却炉を別途、残さいを焼却するために必要になってきますのでこういうものを作ると別途それについても必要であるという意味合いで、ごみの単価だけの費用比較は出来ないということになるかと思えます。

あと、維持管理でいいますと現在RDFについては非常に事故も多くて今は作られていない状況でありますし、灰溶融につきましてもやはりなかなか長期に運転が出来ない、ストーカー方式に比べると安定性に落ちる、維持管理性に落ちるというような状況です。

<酒井委員長> 今の回答で他の委員の方々から少し補足していただきましょう。栗原オブザーバーがご専門ですのでお答えいただきましょうか。よろしいですか。

では、栗原オブザーバーさんプラス あればお願いします。

<栗原オブザーバー> 例えばストーカー炉ですと日本に入ってから40年くらい使われている技術的にも成熟した技術。ところが、ガス化溶融のものでとダイオキシン騒ぎがあった時、それこそ酒井先生がそのときに開発された新しい技術ですので、そういう意味からすれば当時の技術開発のコストを完全には回収できてないはずですから、本来なら先ほど「トン当たりいくら」といいたけど、単価的には差があっているはずなんです。ところが実際には方式、ですからストーカー方式プラス灰溶融とガス化溶融を同じメニューに並べて、入札して欲しいという同じ土俵でおこなきゃいけないわけですよ。

本来なら違はずなんです。それがなかなか難しいところでしてね、どれが一番安いのかといわれると「どれ」とはいえない状況で。

あとは、公害的な、排ガスのような問題はどのような施設があろうとも、特に熱的な処理ですと公害防止機器はどれも同じようなものが並んでいきますのでそれは方式に係らず似たような排出条件の中確保できるかと思います。

< 酒井委員長 > オブザーバーの話では、有害物質については方式にかかわらずそれは対処できるはずだということによろしいですね。じゃあ、近藤委員のご質問に関しては、次回、建設コスト、運転コスト、有害物質の制御性等整理いただける範囲で追加資料をいただけるということによろしく願いいたします。

ざっと、その傾向だということでご理解いただければと思います。ほかに何かご質問があれば

< 岩永委員 > 今、処理技術ということでご説明があったんですけど、私津山市さんのホームページを見ておりました基本的には溶融ということがでておりますので、基本的には焼却プラス灰溶融、それからガス化溶融、ガス化改質が我々が今から検討していくターゲットかな、と思っていたんですけどいかがでしょうか。

< 事務局 > 実は後ほど施設整備計画の中で説明させていただこうと思っていたんですけど、やはり時代の流れといいますか、それから地元、特に飛灰の関係が問題となる中、スラグにつきましても用途的な問題、それからランニングコスト、そういった問題が多々でておりますものですから、現在の今まで協議をする中でそういったスラグ化、灰溶融をしてスラグ化をしていくといった方針の下に今までやってきたんですけどこれにつきましても、やはり廃棄物の処理、処分にに関する諸条件も刻々と変わってきている状況の中でそれに応じた施設のあり方というかそういった部分も含めてある程度変更することも視野に入れるべきであろうという考え方になっております。

その中で、本当に6方式という中なんですけれども、その中からニュートラルな形の中で論議を、当然我々も検討の条件というものもありますけれども、これを基本指針としまして6方式から検討していただきたいという意味で、処理技術についての説明を増やさせていただいた次第でございます。

< 事務局 > 平成17年度までは、焼却炉が補助金方式であった頃は灰溶融とスラグが要件としてありました。それが今の交付金制度になったら、その但し書きで「必ず義務ではないですよ」ということになっているんですけども平成19年に岡山県広域ごみ処理計画においては、まだその時の補助金要綱がちょっとひっばられて残っているというのがありまして、そこでは「6ブロックにおいてごみ処理を行うに当たり灰溶融化する」ということが明確に書いてあります。

ところが、現実的には昨年から大幅に灰溶融等の問題点において色々あった過渡期にあって、クリーンセンターのホームページについてもまだそれを出し切れていないという状況なのでそういうふうな表現になっておりますが、我々としては施設建設にあたっては、それにこだわっていただく必要は全く無いと考えておりますので、絶対必要だという考えではありません。

< 酒井委員長 > まだ岩永委員さんのご質問は津山市のホームページ等で溶融は宣言されているという、そういうご理解でおられたということですね。というふうに見ると、それに対してそれは大前提なのかというご質問だったと思うんですが、事務局は必ずしも大前提とは考えていない。白紙で議論いただきたいということだったと思います。

先ほど6方式といわれたのは、この資料の中の6方式という意味ではなくて、あとの施設整備計画に出てくる6方式ですね。ですから、6方式の意味は、そこは解釈を取り違えないようによろしく願いしたいと思います。

後の資料にでてくる6方式という認識でいただければと思います。じゃあ、今の見解でよろしいでしょうか。以上は重要な点だと思います。

< 森住副委員長 > 今の論点を含めて、事務局のコンサルが説明いただいたんですけど説明の仕方そのものが素人の方が疑問にしているところを答えないと、そうゆう残念ながら方式ですね。これはコンサルが悪

いのじゃなくて一般的に全部どこもそうなんです。

それですね、そのところをどういう説明したら良いかということも技術審査委員会で検討することだと私思っていますから、まず、六方式の説明を受けましたね。メリット、デメリットと。それを根拠付ける資料をきちんと作っておかないと政治的判断してるのと違うかと訴えられるわけですね。その根拠付けの資料はもう既にありますか。

これ、無いとその資料を作っていかなければならないことになるわけですよ。そうすると、非常に時間がかかりますね。

そういう意味で、今、六方式についてある程度結論でメリット・デメリット言われましたがそれを根拠付ける資料を既に作っておられて、それを作ってからいいのか悪いのか言われているのか、それともそんな資料が無くてですね、これからここでそれを議論せよといわれているのかその辺を説明、一点お願いします。

それから、もう一点はですね、岩永委員さん非常に鋭いこと言われましたけども、実は私大分前から、関わっています。五・六年まえから。あの当時は溶融化方式がブームでしたね。地方都市になりますと、政治家の中にあれを高く評価される方がおられまして、それでここも、それに首長の方の見解に従って計画を立てたものだから、そういう印象を与えるふうになってきたんです。

それで現場の方もそういう方向でいきますね。そうすると、もう決まっているじゃないかと言う意見も一昨日の建設検討委員会でもあったんです。その折にですね、どういう炉がいいのかを説明するときにああいう新聞報道とかを夢のように言われますとそれで当然決まっていると思われまますね。

それに対して私たちは詳しく知っているという回答をしていくのが非常に大事な問題でありまして、実はもう少しいいますと、一昨年まではあれがよいと事務局も思っておられたんです。そこで、委員会を立ち上げるために詳しく調べますと、どうもいろいろと問題点がある。特に、灰溶融で見つかる。先ほどもいいましたけれども、これの実態が分かってきたわけですね。

それで、それを乗り越えないと、いくらここで議論しても結論がでませんから、それを乗り越えるべく、もう一度元に戻って六方式について検討したほうがいいのか、こういうふうになったんでありましてホームページで広報しているのはその時なんですよ。

<酒井委員長> お答えください。この利点・欠点を提示されているこの根拠付けの資料はもう出来ているかという質問ですが。

<事務局> 今の6方式を根拠付ける資料ということで森住副委員長が言われたんですけれども、まず我々が今考えているのが熱回収という前提を持ってあります。そのために6方式という形で指定した中で論議を頂きたいというかたちでございます。

<酒井委員長> 今のお答えはちょっと確認しましょう。後の資料になりますが施設整備計画、ここに処理方式として「つぎの処理方式のいずれかとする」と書かれているもうちょっと後の資料ですね。

施設整備計画の資料のなかに、ストーカー式焼却、ストーカー式プラス灰溶融、それから、ガス化改質方式までの資料をお示しになられている。これを事務局のほうは常に6方式とおよびになられている。ということです。

この6方式に入る前に、今、ご説明いただきましたのは「可燃ごみ処理施設について」の資料ということです。

ご説明いただきましたのはRDF化方式、炭化とか、ごみメタン化等を含めて7方式の整理。だから、次に検討する6つに入っていくためにももう少し一般的なところからしっかりしぼりこんだ中での6方式とする必要がある。そうするためにもそれぞれの施設の利点・欠点を整理していかなければならない。

そのときに、例えば今日の資料で7方式の利点・課題と書いてあるけどもその個別のポイントに関するこ
ういうふうに宣言できる裏付けの資料はちゃんと用意できているのかという趣旨のご質問です。それに対
して的確に答えていただければ。

いや、相当なところまで準備できていて、後少しの作業の追加なのか、全く白紙なのか。そのところを
ちょっとお答えいただいたらどうでしょう。

<事務局> 処理方式等についてはバック根拠ですね、実績ですとか実際の稼働の状況それから、どういった
トラブルがあったかとか現状でのイニシャルラウンド数。こういったのが公開しないと、いわゆる皆さんの判
断基準にならないと、左様だと思うんですね。その点については、バック根拠としてはランニングコストの
詳細はございませんけども、大体の傾向はございますのでそういったことまで含めてそういう要素は用意
してございますので、その辺は取りまとめて次回ご説明できるようにしたいと言うふうに思っております。

今の7方式の話ですよ、7方式について実際にこうは言ったけども、実際に稼働状況はどうなのか。
うまくいったのか、そういうことでございますよね。そういった情報として次回まとめてお話できるようにし
たいと思います。

<酒井委員長> 森住副委員長よろしいですか。それでは、先程のコンサルの建設コスト、ランニングコストの
整理と同時にそれぞれの判断の根拠材料。この辺を資料的に補足いただきますようお願いいたします。
はい、他のご指摘いかがでしょうか。

<岩永委員> それで、あのこういう、こういった非常に幅広い選択肢を持って立ち返って考えていくといった
事務局のご意思があるわけですが、そうすると例えばこの処理方式、スーパークーだとかガス化溶融だとか
いう議論の前に、例えば焼却して本当に埋め立てると、今回の最終処分場が計画されているわけです
からそれを広く考えるとといったことも一つの方法だろうと。

いわゆる、今までの焼却、埋立方式それから二つ目は焼却、灰溶融とかガス化溶融とかいうのは置いて
おいて、いわゆる溶融を導入するといったことを基本としたシステムですね。この二つをきっちり企画な
りをしてその中でどうかと言うような考え方もあるのではないかと。

これが、あの、本当にもう少し西のほうの地域であればセメントを受け入れる事業者が3社ほどいます
ので、いわゆるセメント化、スーパークー焼却プラスセメント化という議論も可能なんですけどもそれはちょっと
こちらの場合はどうかと思いますので、そこまではお勧めしませんが、あ、そうですか。それがもし挙げら
れるのであればそう言う検討を基本にして、その後でもよろしいかと思えます。

<酒井委員長> どうぞ。事務局、お答えください。

<事務局> 今のお話なんですけども、今日の話の中で重要な点と思っております、このクリーンセンターで
は、灰は全て持ち出すということにしております、最終処分場には埋めない、不燃残渣のみとしており
ますので灰を溶融して持ち出すか、それともそのまま持ち出すかということしか選択肢が無いようになっ
ております。この点について漏れておりますので付け加えさせていただきます。

従いまして、事務局のほうでも「セメント化、セメント材料化」についても調査は行っている所でありまして
岩永委員さんの3つは、恐らく「山口」と「徳山」と「防府」ですかね、これについて調査しようかと考えてお
ります。

<岩永委員> あの、情報の整理をさせていただきます。まず主灰である焼却灰ですね、これをセメントの原材料
として受け入れてくれる所は「」ですね。それから、今度はがではじめておりま
す。それからのさん。今後検討していくという段階なんでここがどうかというのはもう一つク
エストションです。

主灰はその3つです。あと、飛灰(集塵灰)これは、さんが受け入れるよという話です。今の

セメントの材料なんですがいわゆるベースメタルの回収ということで 市の それから

ですね。これはまず受け入れていると、今のセメントの材料なんですがいわゆるベースメタルの回収ということで 市の それから ですね。これはまず受け入れていると。

あと関西地区にも確かありますし中部、名古屋のほうですかねこちらにも確か受け入れる所がありますので、どうしてもその焼却飛灰なり溶融飛灰なりをどっか出したいというのであれば、そういうベースメタルを回収している精錬屋さんを対象に検討されるのも一つの方法だと思いますよ。

だから、ちょっと危急的ケースとしてでございますから広く情報を整理して、考え方を整理されて検討されたほうがよろしいかと思います。

< 酒井委員長 > 今のご意見、非常に重要な参考情報を持っていただけたと思いますので、それに沿って今後の参考にしたいと思います。

いずれにしても、今日のこの「可燃ごみ処理技術について」という資料はきわめて教科書的なものでございますので、事務局の意向が伝わるものにはなかなかまだ仕上がってないということでご理解をいただければと思います。

資料的にもちょっと整理しといたほうがいいと思うのは、例えば19ページですよ。現在稼働中のごみ処理施設数という表現をされていますが現在というのは極めてあいまいなことでありますから、残念ながらそこはかっちり記述されたほうがいい。ひとつ建てば現在というのは変わりますので、そういう点とか。

それから得失比較表の中でもごみメタン化の課題のところには生ごみ以外の可燃ごみは処理できないという宣言・整理されておりますけれども、最近はバイオ物質と紙ごみを混合することによってガスの発生量を増やそうという試みも熱心にやられております。そういった意味で先ほどの利点・欠点の根拠資料のご請求が森住先生からございましたが、今お書きいただいている点についても吟味いただけるようによろしくお願いいたします。

次に進めさせていただきます。このクリーンセンターの施設整備計画について、説明してください。

< 事務局 > 施設整備計画でございますが、先程、森住副委員長からご指摘いただきましたように熱回収を前提としましての施設整備計画でございます。先程委員長がおっしゃいましたとおり7方式、これにつきまして論理的な資料を用意してご審議いただきたいと思っております。

この施設整備計画については、我々行政側がとりまとめている施設整備計画という形で整理させていただきます。

先程申し上げたんですけれども、今回の熱回収施設等について非常に技術のほうが目進月歩で進化しまして廃棄物処理に関する諸条件が変わっている。それを含めました施設形態、規模について変更を視野に入れて柔軟に先程も言いましたとおり進めさせていただきます。

この施設整備計画でございますが、この計画は津山、英田圏域での資源循環型社会実現の基盤となると考えておりました先程申し上げましたとおり、早期完成を求められております。やはり、自然環境、地球環境に配慮した安心、安全な施設建設を目指すための基本指針としての位置付けでございます。

それでは内容につきましてご説明させていただきます。

< 事務局 > (仮称)津山・英田圏域クリーンセンター建設事業に係る施設整備計画」により説明
熱回収の系列数の根拠について説明。熱系列については今後2系列で進めていきたい。

意見質疑

< 酒井委員長 > 施設整備計画についてご説明いただきました。これについてご意見をいただければと思いま

す。

< 浦邊委員 > まず一点目は、この施設整備計画が、平成20年9月作成されていて、表紙の所を見ると「津山・英田ブロックごみ処理広域化対策協議会」となっておりまして、これは、あくまでさっき言っておりました建設検討委員会とか、専門部会の通した協議会、団体。どこが作って、例えば建設委員会、検討委員会がちゃんと認めているんですか。

いったいどういう組織になっているのか。この役割と、このブロック会議とか検討会議とか、技術審査委員会は、この計画が諮問されたわけじゃないし、どこでどう検討しているのか。良く分からない。それが第一。

< 事務局 > この建設検討委員会と技術審査委員会の役割、それと今ご質問としましては、施設の整備計画、これの位置付けということでございます。これとの係わりとのことでございますが、まずこの施設整備計画でございますが、これは先程申し上げましたとおり、平成19年3月に津山・英田圏域廃棄物循環型社会基盤施設基本構想、前書きを見てやってください。これは施設整備計画でございますが、これを2枚はくっていただきまして、「はじめに」ということで記載させていただいております。

これは津山ブロックごみ処理広域化対策協議会のほうで平成19年3月に津山・英田圏域廃棄物循環型社会基盤施設基本計画と基本構想の策定を行いました。その二つの取りまとめで施設整備計画としましたのがこの施設整備計画でございます。

それから、今建設検討委員会でございますが、これにつきましては通常であれば、まず専門部会、建設検討委員会で検討してきちっと整理したものをブロック協議会へ報告しまして、それによってこちらの技術審査委員会へ諮問して答申いただくというのが従来の方法であると思っております。ただ、今回建設検討委員会、技術審査委員会、通常でしたら一つでもかまわない場合もあるかと思うんですけど2つに分けているという所は、技術的な、専門的な、非常に高度な論議が必要になるのが一点。

それを住民(我々を含めてなんですけども)を入れてもなかなか理解がしにくいといった所が一点。

それから二点目としましては、住民コンセンサスといいますか、意思形成をどういうふうに行っていくかということ、今回森住副委員長にご無理をいいましたけれども、住民と行政とが共通認識を持ちながらやっていくという二つに分けたという形になるかと思えます。

ですから、こちらの技術審査委員会では、建設検討委員会のほうでは、行政側、住民側がどういうふうに思っているかを共通認識をえるという大きな目標をもつ形になっております。ですから、こちらの技術審査委員会では先程もいいましたとおり、大本のある程度の方向転換については必要ではないかというような論議はありますけども、こちらのほうで実際7方式から熱方式への変換の論理をしていきたいと思っております。

それについても客観的な論理をしていっていただきながら技術審査委員会のほうでごみ処理方式、技術的なほうを含めてですね、それから、それをどういったふうに決めていくのかを含めてお願いしたいということでございます。

ちょっと、分かりにくかったと思うんですけど以上でございます。

< 森住副委員長 > 浦邊委員さんが言っておられるのはそうではなくて、対策協議会が20年9月に策定しておられますね。これは、どういう位置づけになっているかと。この委員会との関係。これは委員会で審議する対象になってないですね。これを前提に議論してくれと言うことなんですよ。

ただし、これをベストと考えてなくてですね。行政なりに考えた案であると。これについても叩いて欲しい。

しかし一方で原点までもどると時間的制約がありますから、一応行政としてはこういう案を出したけれ

どもこれで100点とは言わないけれど80点かどうか評価してくれと、そういう意味だと思います。

検討委員会との関連で言いますと、昨日も言いましたが、分別収集がかなり進んでいるところと進んでないところとあるんですね。進んでいるところが集まっていればいいんですが、分別をしますと品目もかなり収集します。回収費用が非常に高いです。これは、他の委員も言われていますね。「リサイクル貧乏」。この問題点がありまして、必ずしも市町村が分別の品目を増やせばいいというわけではないんですね。

そういうわけで、検討委員会のほうでそこをどういうシステムにすると安くなるのかとすることを検討するんですが、技術審査委員会のほうにお願いしたいのは全国の市町村を調べていただいて、リサイクルをかなり進めている所でコストがどうなっているのか。コストが安いところがあれば、その方針をまねしたらいいんですから。そういうところを調査していただきたいんですね。

私が昨日提案しましたのが、全国の市町村では安くするためにどうしているかと言いますと、再生資源業者、シルバー人材センターどちらかというと人件費が安い方、この方たちに事実上の収集業務を担っていただくそういうところはかなり多いですね。そうするとあの方たちはですね人件費がかなり安いんですから、特に廃品回収なんかイメージされたら分かるんですが、ごみ処理業者の方が取るような収集賃は取ってないですね。

収集には当然コストがかかりますけども、そのコストをふまえて集められて、再生資源卸業のほうに持っていかれてお金をいただいてそれでペイしているわけですね。そういう考え方は非常に収集コストが安いんですよ。そういう業者の方をうまく利用しますとですね、整理する必要がある、議論を非常に。うまく利用しますと非常に低コストでしかも資源系だけ集めることが出来るんですね。

そうすると他の市町村の方もそういうやり方が出来るんだったらやってもらったらええと思うんですけど、それが無くて、今の収集体制のまま直営の収集にすると怖いものがありますよね。これを前提にすると確かにコストは高くなるんですよ。

そしたら、そんな高いコストをかける意味があるのかと言う議論が起こってきます。これは非常に大事なもんですね、比較すると。そういう意味で、ここで検討していただきたいのは、リサイクル品目を増やしてもあまりコストがかからない手法があるのかどうか、全国的に調べていただいて、それがあったら資料として出していただきたい。ここではそういう資料が、まともな資料があれば検討会議のほうにそれをあおるしてこういう状況であるからいけますよといえますから。そういうふうに僕は関連しているんです。

もう一つ言いますと、ここはリサイクル施設を集中方式で一箇所に集めていますね。これは、市町村から見ると運搬費がかかるわけでしょう。

運搬コストと集中方式が良いのかと言うこういう議論が出てくるわけですね。サテライト方式で各市町村が自分のリサイクル施設だけを持つと、これも一つの選択ですね。それと、持たないで再生資源業者の方にそれを持っていくと、そうすると市としてそういう施設は要らないわけですよ。

そういうシステムを作るためには既存の業者の方々の持っているノウハウを生かすとしても非常にコストが安くてまともな施設が出来ますから、そこをどうするかですね、私は検討したほうがいいと思っていますから、集中方式でここは集める計画になっておりますけどもこれがええかどうかの検討をこの審査委員会でしたらええと思っていますから。

< 浦邊委員 > 協議事項にはなっているんですが、この我々の技術審査委員会の中のこの所掌事務の中で6方式が例えば11ページの、先程から6方式ですね。このところで前段で7方式から熱回収方式をやってみつかるのは6つだったと言う格好で6方式に絞られたと、これがここで審議するのか、いや今日ここで計画でも決まっているんでこの中から選んでくださいと言われるのか。

先程森住副委員長も言われたようにリサイクル施設のあれまでこの技術審査で、こうやっていかな

いといけないのか、その辺りがちょっとはっきりしなかったんですが、ここの「はじめに」を読む時に審査委員会では処理方式の規模とか内容について諮問してくださいという、諮問を受けて我々が答申するという。そういう前書きがはじめには書いてあるんですね。

具体的な施設規模、内容については少しご意見を言っているのか、いやもうほぼ決めていただいて我々がこの中だったらこれがいい、どういうふうな感じがわからないと。

<酒井委員長> 整理しましょう。あの、まず平成20年9月段階で出ているこの施設整備計画を出している出版元は「対策協議会」となっているわけですね。

対策協議会とは何かというとブロック協議会と建設検討委員会と専門部会から構成される協議の場であるということです。

そこから、そういう意味で第三者機関としての我々技術審査委員会が一定の意見を求められてそれに対して答えると、そういうことであるわけです。

この施設整備計画を作るというのは、ある意味全体の共同作業的なものと、今イメージをしているという理解です。これは私の理解を言いますから、間違っていたらどうか教えてください。

その中の第1版が今ここで出てますと、この内容を、これをどんどん良いものにしていけるのであれば、どんどん意見を言ってください。そういう関係におかれている場だということです。

浦邊委員が今おっしゃっていただいたような決定済みかどうかについては、それは、記録としてまとめているので、まとめとしては決定的なものだけれどもこれをベースに議論していただいて結構、どんどん柔軟に変えていきますと、そういう性格のものだと認識しています。まずこういう理解でよろしいでしょうか。

<事務局> 委員長、おっしゃいましたとおりで、そういうご理解をしていただければと思います。「はじめに」のところにも書いてございますとおり、一応これは、先ほど事務局も申しましたとおり基本計画を作成しました折には実務担当者が集まって、それで実情を踏まえた中で作っております。

その中で作られたのがこの基本計画でございます、それに基づいてこれができた。しかしながら、先ほども申しましたとおり日々いろんな条件が変わっておりますので、先ほど委員長がおっしゃったことで一つよろしく願いいたします。

<酒井委員長> ということであるわけで、全体的に我々が決定事項として受けてこの次を考えるものではないということです。

ここで11ページとしてあがっている6方式というものに関しても代案として他にあるということであれば提示いただければ良い。

その中で、非常に広く拡大解釈をしてこの仕事の例を示されたのが、先ほど森住副委員長のほうの意見でございます、いわゆる分別収集品目をですね、どう設定するのか。それをまた、どう集めて、どうリサイクル業者に渡すのか、そのときのこの集中施設のリサイクル施設の役割はどうするのかといったようなこと。これは正直申し上げて、このごみ処理施設整備計画の話ではないと思いますが、これは本来、基本計画に挙げられるべきことです。

基本計画で、きれいにパチッとデザインをしてそれから施設整備計画に入ってくるべき話で、これはある意味ではあまりに柔軟だなと思います。ただ、大事な点をご指摘されていますし、これだけ広域の中でですね、これを本当に何もかにも一箇所に集中させて、ということをやっていると、先ほど森住副委員長がおっしゃったある意味の批判を受ける可能性も、これは極めて高いです。

もう少し小さい単位で集めて、小さい単位で循環させるよ、という話もこれはあってしかるべきです。

そこは少し柔軟に、まあ、こっちの作業が何処までだろうかというのは、相当難しい仕事になるかと思いますが、特に分別収集の品目とそのリサイクルコストを全部調査する中でいいモデルがあれば紹介せ

よと、いうところのご要望に関しては可能な範囲で答えていただくことがいいのかなと思います。これは事務局、無理であれば無理と言った方がいいし、ちょっとお答えいただきましょうか、どうぞ。

<事務局> はい、それでは、委員の方に出来るだけ資料提供いただくと言う観点からですね、可能な限りのデータ収集をしたいと思います。

<酒井委員長> 可能な範囲、ということになるうかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。じゃあ、他にご意見いかがでしょうか。

<浦邊委員> そうしましたら、これに対して要望等もかまわないということで、先ほどあった11ページの6方式ですね、ここにプラス是非入れていただきたいのが、その前の説明であった「メタン化方式」ということであつたんですが、交付金名の名前でいきますと「高効率原燃料化施設(方式)」ですね。この「高効率原燃料化」というのは焼却施設も含んでもかまわないということですから「高効率原燃料化」俗にメタン発酵と焼却とか、これを是非入れていただいて、まあ、計画の中に入れていただくか、後に議論する意向調査のほうに入れていただくかは別として是非やっていただきたい。これはやはり交付金の名前でいくと二分の一の交付金です。

焼却についても、だから「メタン発酵及び焼却」の焼却についても、(メタン発酵の)不適物の処理ということで焼却の方も二分の一になりますからぜひ、先ほど桑山市長が言われたように非常に厳しい状況ということですし技術は進歩していますから是非入れていただきたいと思ひます。

それから、細かい話ですが図の中に「廃棄物焼却施設」というのがあるんですがこれが、まあ言えば、ここは全部「熱回収施設」になっているんですね。交付金名のほうでみんな「熱回収施設」になったり「最終処分場」になったりしているんで。これは市民には大変分りにくいんですけど「熱回収施設」に直されているほうが。

先ほどもあったごみ処理方式の規格のほうでは処理技術では一般的に焼却型、メタン型となっているんですけど、この計画のほうでは、施設整備計画のほうでは基本的に交付金対象名のあれ(表示)になっているんで、その辺統一されたほうが、細かい話ですが良いんじゃないかと思ひます。

<酒井委員長> 今のご意見に事務局のほうから何かございますか

<栗原オブザーバー> ちょっといいですか。今回のこの作業と平行して、先ほども事務局から説明があつたとおり10月1日からアセスの現況調査に入ってますよね。その前に準備書は縦覧まで済ましているわけですね。その中のメニューでは少なくとも今回整備するのは「処分場」と「リサイクル施設」と「焼却施設」というメニューで一応その路線で走ってきているわけですね。ここまできてその急にそれをバックすることが出来るのか。私にはその辺が。浦邊委員のご意見に反していますけれども。

<酒井委員長> 非常に重要なポイントですね、ここは。先ほど、本来、基本計画でと申し上げたのはそういう部分なんですね。バイオをどう扱うかというのは非常に大事な一要素ですが、常に施設整備計画としてアセス等々の手続き等から考えて、今の段階で柔軟に出来ることと出来ないことがあるはずだということです。

森住副委員長が先ほどおっしゃるようにリサイクルとの接点の部分に関しては、それはどう運んで、どう回すかということからある程度は可能であろうというセリフになりましたけれども、今の浦邊委員のご指摘は相当変わりますから。「本当に大丈夫ですか」ということをオブザーバーはご指摘された。事務局のほうからご検討...

<事務局> 事務局の方といたしましては、今の指摘プラスまず地元との関係です。一応受け入れるということで「焼却炉」「リサイクル施設」「最終処分場」ということでバイオの関係については、全く説明もしておりませんし、これで変わるとなれば再度位置から調査と言うことになって、立地自体が公募のときの状態に戻

ることもあるということで、受け入れがたいと。

それからもう一点は、施設の配置なんですけど、これも「焼却」「リサイクル」「最終処分場」。三点セットというセットでやっておりまして、配置図には描いてみたんですけど敷地的には非常にキチキチの状況でありまして、新たに施設を受け入れる余地が地形的にも無いと。いうことでございます。

したがって、ここでバイオの技術については確かに魅力ある技術なんですけども、それをこの中に取り込む、検討するのは確かに必要かとは思いますが、具体的に取込んでいくというのは、困難というより無理に近いんじゃないかと考えていただけかと思えます。

<酒井委員長> 浦邊委員、いかがでございますか

<浦邊委員> 残念ですが、それは仕方ないと思えますが、そしたらですね。今度また部会の中で来年度は高効率発電施設というのが、また二分の一(交付金)になりそうですから、そうするとその辺の関係もきちりしとかなないと我々技術のほうは色んな理由でいえるんですけど、管理者に答申する時になぜそういう優位なものを選ばないのかと言うようなことが出ますので、<他の委員からの同意> その辺の視点が非常に重要で、なぜこれをやらなかったかと言う理由付けをちゃんと、この前にやっていただかないと。

高効率発電と言うのが来年出てきそうですから、その範囲も私ははっきり知らないのですが、まあ、これについても今回は何らかの形で、視点の評価の中に入れておかないといけないんじゃないかと思っております。

<森住副委員長> 今の補足意見をいいますとね。私も全く同感なんですけど、どういう論理で無理だというのが大事でして、結局住民の方との約束事というのがたくさんありますね。その約束事を今の時点で覆す印象を与えますと、これはまさしくゼロにもどります。

これがごみ処理施設建設の最大の課題でして、この計画は灰は埋立しないことを約束になっていますね。これも、委員長さんが言っておられましたけれども大きな見方ですと間違ったやり方ですね。

それは、現状ですくなくとも住民の方が不安をもっておられますから、ああいう選択肢しかないとも私思っております。しかし、そこをどういう表現にするかだと思えますよ。それが、この技術審査委員会の役割であって、どういうふうに住民の方に伝えると理解してもらえるのか、言うことを十分議論してですね。これは今の段階ではこれこれこういう理由で無理やというてるけども、一番大事なのは住民の理解やと思えますね。

これが私も含めて、ここの領家の住民の方に言って、そうですか、それであればやってもらってよろしい、と言ってもらえる自信ありませんわ、私。今のままですと、そういう意味でね、こっちのむしろ自信の無さと言いますか、説明、とにかく事情を説明する。それはまさに専門家全体の課題ですね。

そういうことをふまえながら、答申を書くといえますか。そのイメージで私はいいと思えますよ。そういう意味で検討はここで十分すると、社会維持的観点からね。十分検討したうえで結論を出す。

そうしないと、従来のような結論の出し方ですと、政治的判断ちゃうか。国がこういう方針でやっているのに、なんでやねん、と。そのところをどういう表現で、こういう理由で今回は残念ながらいられない、そこをきちんと書くのが課題やと思えます。

<酒井委員長> 森住副委員長さんに整理いただきましたので、でそういう方向でお願いをしたいと思えます。

浦邊委員からご指摘のあったバイオを含めたシステム構造と言うのは、ある意味ではやっぱり将来は必ずそちらに向わなければならない方向にあると言うのは、間違いないという認識は持たねばならない。ただ、現在のこれまでの経緯の中で今この集中施設の中で、それが取り上げることができるかと言うと、これは事務局が説明されたように無理であるし、森住副委員長もそこはなかなか簡単ではないというご見解だと。ということで、我々委員の意見はそういう形で整理をさせていただきたいと思えますが、ただ、

次の広域計画の全体の見直しとかですね、そういった話の中で、集中のほうは焼却なり熱回収のほうでやるんだけど、それぞれの圏域の中で、と言いますか、それぞれのこれまでの旧来の地域の中でバイオ型の処理なり資源回収するというのは、これは当然模索されてしかるべき長い流れにあるはずだと思っております。

ですから、それは次の広域の全体の見直しの中で、あなたがたもここで焼却炉をやめたわけだけれど次はどうするんですかという話の中に是非見解として持っていただくといいのではないかと思います。

というのが、ある意味、技術審査委員会で取り上げるべき話だと思います。ここでは、集中の中では今回は取り上げるのは無理であるけれども次こういうことですよというのは是非、最終の諮問に対する答申の中では書きこませていただきたいと思っておりますので、それを書き込めるようないい材料、素材、情報を集めていただきますようにこれはお願いをしたいと思います。

そういう訳で、無視するわけではないですよ、これは、非常に大事な話ですので、しょうがないから道筋は決めさせていただきたいということで受け止めていただきたいと言うふうをお願いいたします。浦邊委員そういうことでございますので。

非常に大事なことをご指摘いただいたわけで、それは、将来に活かしたいということ。それと2番目のご指摘、高効率発電の二分の一。

これは是非オブザーバーのお知恵をお借りしながらここでどこまで可能か、いろいろ接点を模索してください。これによって地元の財政負担もぐーんと変わってくるはずですから。これは非常に大きいポイントだと思いますので。コンサルさん、あるいはオブザーバーさん調べて、個々の段階でどうできるか。もう良いですか。

<栗原オブザーバー> 浦邊委員からご指摘があったとおり国のほうでも二分の一の話が出ているんですけど、ちらっと聞いたのがね、どうも時限的でね、間に合うかどうかと言う問題もあるんですよ。その辺で今回の、環境省が言っている、まあ環境省と財務省が折衝する段階での話ですから、確定するのが五年ほど先かもわかりませんが。

<酒井委員長> まあ、そういう意味で相当いいメンバーがいられると思いますので、こういう中央直結の部分で、判断できるかどうかということの情報収集を、この半年間是非うまくやっていただいたらどうかと思います。これは、地元にとっては非常に大きな財政部分で、影響する話になりますので考えていただいたらと思います。はい、他にはご指摘があったら

<浦邊委員> 一つだけ。もう一つのほうの、2炉構成か3炉構成かという。熱回収のありますが、2炉構成で行きますと言うことですが、ごみ量変動が出てきて…。

私は2炉構成のほうが効率的で、経済性も良いだろうし、先程の発電的にも無駄が無い。3炉でやって、1炉捨ててしまう可能性が多いよりはいいと思いますので2炉構成がいいとおもいますが、ちょっともう少し、本当にこれ、月間変動とかの。どのくらい、まあ将来減って行くんでしょうけど、最初のほうは2炉構成でどのくらいごみを貯めとかなければいけないのか非常に多い時。ここは私も全部見てないんで申し訳ないんですけど、ある多い月があると2炉構成だとずっと休まないで何日かなければいけないのか、処理能力とピット容量とかの関係も含めてちょっと一回グラフを作ってくださいですね。やっておかないと溢れるのか、で反対に少ない時は非常に厳しくなるのか。例えば、2月くらいになると2炉はほとんど動かすと1週間くらいで止めなければならないのか、その辺ですわね、休炉。発電なんかすると、タービンの時に1週間くらいずっと休ませるのか。この辺でごみ量の2炉でどんくらいもつのか。ちょっと、まあ今日じゃなくて良いですから

<栗原オブザーバー> ここで今回施設規模200トンって言ってますけど、その内の31トンが災害ごみなんで

すね。だから万が一災害があった時にその分も加味せずに、依頼するんじゃなくて自前で処理するために施設規模を膨らませありますので、今平均的には120トンちょっとしか入ってこないんですよ。200トンの処理施設に対して、実際は、それを、年間の稼働率を乗っけて計算して169トン、それに31トンを足して200トンという計算になっておりますんで、ですから、浦邊委員がご指摘されたとおり、変動分はその中で、今の200トンの処理能力の中ではいけるのかなとは思いますが。

<浦邊委員> そうすると大きすぎる可能性が

<森住副委員長> そうですね。

<酒井委員長> 作業的に年間変動からの確認を定期的に行っておけばいかがかというご指摘でしたがそれは必要ない、そこまではしなくても大丈夫だということですか。

<栗原オブザーバー> そこまでせんでも、31トンあるから

<事務局> 今日、手持ちに持ってないんですけど、200トンの炉が大きい、小さいと言う論議がまだかって、いろいろと説明を、特に議会等でもっと小さくならんかと言うことを言われておまして。まあ、小さくなれば安くなると思う、というのが1割くらいですけど。ですが、現場サイドとしては、環境事業所のほうでは月間変動のデータを取っていたと思いますので、次回はお示しできるかと思っております。ですから、うる覚えなんですけど100トンくらいから200何トンに変わってくる時もあると思うんですけど。ですから、次回はお示しできると思います。よろしくお願いいたします。

<酒井委員長> それじゃあ、そのところで今日は2炉構成で大丈夫だという裏づけをお願いすることにしましょう。しかし、せっかく資料をご説明いただいたときに、経済性から2炉構成だというふうに結論的に書きになっておられますけども、その裏づけが、実績の一覧表が示されているだけで、経済性から2炉のほうが良いんだという論理に耐えうる資料に我々がたどり着いていないといえます。若干プラスしてもらった方がいいと思いますね。事務局もこれだけで説明はしきるのはむずかしい、まだ不十分な資料かなと思います。

もう一点、大事なことは先程岩永委員からご指摘いただいた溶融に加えてセメント再資源化ということもシナリオに入れて考えるというところは、一番関係してくるのが11ページのところで残渣の取り扱いと書かれている部分ですね。ですから、処理方式を検討する前提として最終的にどこに何をっていくのかということ本来考えて、それから処理方式の選定に入るべきというのは先程岩永委員のご意見の趣旨であったかと思えます。

他はいかがでしょう。施設、系列についてのご意見。よろしいでしょうか。一番重要なところだと思っておりますが、よろしいようであれば次にすすめさせていただきます。

(3) メーカー意向調査について

<事務局> 現在、焼却、溶融を前提として、メーカーの意向調査をしております。ただ、これについても、一部全体的な、ニュートラルな形でと言うご指摘をいただきまして、まだ調査資料が十分ではございませんので次回のほうへ送らせていただきたいと思います。以上でございます。

<酒井委員長> ということで、今回は処理方式について徹底的に議論いただけるわけですがその時の協議事項と言うことにさせていただければと思います。

(4) 処理方式の評価基準・項目について

ごみ処理方式の評価基準(案)について説明。検討対象方式は6方式とし、現在主要なメーカーにアンケート調査を行ってくる。

今後、メーカーからの資料提出、資料等によって主要な方式の代表の選定、これらの比較検討、と言うふうについていく。

意見質疑

<岩永委員> 評価基準とかこういう内容は、こういった中でももう少し議論しないといけばいいと思うんですけど、今回、熱回収、処分場、リサイクルを造られる、例えば先程の話の中で地域の方に飛灰とか焼却灰は一切埋めないよという約束をされているわけですね。

それは逆に言えば長期にわたって周辺に環境を及ぼすものを出来るだけ排除していこうと、まあ排除してくれてというのが住民の方の要求であったり、それに応えたのが組合の方のお考えなわけですね。そういうものを含めた、施設を造っていくにおけるこちらの組合の基本方針、考え方ですね。これは、出来たら、今、処分場の関連の話でそういうお話が出ているんですけど、それ以外について非常に重要な要素があるということであれば、それは基本的な考え方とか方針と言うことで出していただけないかと。そういうものをやっぱり我々は、委員としては明示しながらこれを考えていかなければならないということになるんじゃないかと思うんですけど。

<酒井委員長> はい、非常に大事な所ですね。前提条件をちゃんとしておけというご意見です。

<事務局> 重要なことだと思いますので、基本的なことは出して行きたいと思います。先程の飛灰の件も議論がございましたけれども、これはやはり地元としては、本当に今こういった施設を造られるところの皆さんは、インターネット等である面では専門家より詳しいというくらい調べられているんですよ。それで、どうしても重金属がそこへ溜まると、それからその重金属は資源循環型の中でそれが利用できるのであれば利用すれば良いんじゃないかと。

それから私たちが、住民の皆さんと施設を見に行った時に、市の焼却場で、飛灰が円で円ノトンくらいで処理されているということもご覧になって説明も受けたと言うことがございまして、現実の問題としてそれは可能ではないかと、そして山元還元と言うのは究極の方式としてそれは良いんじゃないかと。こういったことがございまして、我々としてもそういう方式がもし取れるのであれば、それは現実にやられているのであれば我々も検討しようといったこともございましたので、そういう部分も含めまして基本的な方針は語って行きたいと思います。

<酒井委員長> 今のお話から、基本的には原則、焼却灰、飛灰をここの地元での処分はしないという以外に制限するものはないということでもよろしいですね。例えば、排ガス基準に対して何かを硬く保証してきたとか経緯はないですね。そういうものはございませんね。

<事務局> ございません。これはもう、国の基準をきっちり守ると言うことでございまして、一番は飛灰の問題であります。

<浦邊委員> 今のこのアンケートを出される時には、この整備計画書を一緒に皆さんに渡して、この前提は統一しているのですか。

<事務局> 今メーカーのほうへアンケート調査ということで意向調査をしているんですけど、これにつきましてはまず先程の施設整備計画これと、やはりあの詳細につきましては分かりにくいと言う質問が来ています。その為に基本構想、基本計画につきましては遅くなったんですけどもお送りしています。これはあくまでこれを前提としてこういうものを作っていますという説明をさせていただいております。

<浦邊委員> まあ、各方式の何社にされたのか知らないんですが、基本的な条件。先程委員さんも言われたようなことはご理解いただいていると、各社さんはいただいていると言う前提で比較させてもらって良いんですね。

<事務局>特に先程主灰、飛灰の話がありましたけども、主灰、飛灰につきましてはこの領家地区に埋立をしないということを前提にしておりますので、前提条件は明確に表現しております。

<浦邊委員>この比較表、じゃなくてアンケート表を見ていると環境保全性の(4)に処理残渣の形状と発生量(埋立量)と書いているんですが、これは定量評価と言うことでスカーのみであって、これは埋立はあとの経費の関係もあるんですけど、外にもって行くというお金、他へ持っていくことで、どういうふうにもメーカーが持っていくものをそのまま比較するんですか、どういうふうなかついで。このあたり。

それと先程、飛灰も外へもって行くんでしょうけど、それと溶融飛灰とか。溶融飛灰のほうは資源のほうで少しあるかと言うと、資源は溶融メタルとスラグのほうだけで、なんかちょっと6方式でこれで比較できるんかが分からないですね。

どっか、抜け落ちがあるのか、ないのか。言うのが少し分かりにくいかなあと。いかが。

<栗原オブザーバー>ちょっと私も細かく見てないんですけど、このA3のページの最後の経済性に関する事項のところがあると思うんですけど、今浦邊委員がご指摘なさったことは、ここの用役費ですね。ようするに、主灰、飛灰を処理するんだからそこに数字を入れていただければと言うふうに表示は無いのかなと。でないと、ここで入れないと手前で切った形になっちゃいますんで最後まで行かないよということになりますから。

<酒井委員長>今のこのA3の紙の経済性に関する一覧表の中に、仮に主灰、飛灰を遠隔処理する場合は遠隔処理をするということがあがってきますと、こういう説明ですね。

ただ、基本的に処理残渣の性状と発生量、これは環境保全性のところにも上がっていますし、また、(2)再資源化性の中に(3)溶融スラグの利用性と書いてありますね。

これは溶融スラグに限定しているわけじゃないんだからあくまで処理残渣の利用可能性ということで再資源化性を評価するということになります。基本的にはそういうスタンスですね。極力、そういう意味では処分量を減らしたいんだということ。そういうメッセージを評価の姿勢として示していかなければならないし、最後は経済性の中に反映されてきますよということで全体が整合性が取れてくるという資料の作り方で、最終的にはならねばならないと。ということで、ご理解をいただければと思います。

ですから、環境保全性のところでほんとに埋立に関係する指標を含めるのが良いのかあるいはこの部分は再資源化性、基本的に今回の場合、残渣は溶融スラグとして使うか、セメントとして資源化するか、おそらくメインとしてはこの二つの方式の中でどう提案いただけるかがポイントとなります。

ですから、そこはこの環境保全性の項目の中の(4)処理残渣の性状と発生量と再資源化性の中の(3)溶融スラグの利用性は統合したほうがいいのかもかもしれませんね。ここの評価資料のところ。これまで、今までご指摘の部分と非常に重要なところかと思えます。他にいかがでしょうか。

<森住副委員長>今のセメント原材料化する単価だとか山元還元でしたら各メーカーさんには量だけ出してもらってトン当たりは事務局で調べれば分かる。今だったら、なんとかセメント主灰トン当たりなんぼ、といったら。各社からの量を出してもらって、うちでそれに単価をかけたら値がでできますよね。

<酒井委員長>あの、皆さんこの点はですね、処理方式の検討ともう一つあとは事業方式の検討。事業方式とある意味でワンセットにならないとうまく機能しない話である可能性もあります。委託されるプラントメーカーさんが再資源化の事業を含めて全体としてどういう構想を出していただいてどういう事業方式で、我々はどう受けさせていただけますかと、いう話の部分になります。

単に量だけだしていただくじゃなくて、やはり再資源化を含めて、どういう事業構想にお使いいただけますかと。いう、そういうアンケートになっていかなければならないんだらうと思います。

ただ、一気にそれをやりきれというのは、たぶん大変だと思うんで、第1弾、第2弾、数段階ヒアリングを

していただかないとそんなところはうまく成熟していかないことになろうと思います。

単にセメントの場合は量だけ聞けばいいというようなそんな単純な整理に今の段階はしないほうがいいんだろうというふうに思うんです。今の意味、分かっていますか。

だから、どこのセメント会社がどのような構想をお持ちになれるのか、或いはスラグであればどう使っていくんですよということ。それを事業方式と共にある意味では総合デザインしていただくという、そういう仕事になるんだろうと認識しております。まあ、そこは評価の仕方も最終、経済性といったところで評価をしながら最終的には事業方式でどう評価するんだ、といったことになってくるだろうと思います。

<岩永委員> 今、用役の使用料が約束と違うとって裁判が起っております。その一番の原因が良いとか悪いとかと言う話、詳細は私は分かりませんが少なくともですね、今回の3ページのところの3)処理特性でごみ質についてこうだこうだという、助燃が必要だとかどれくらいとかそういう議論をするためにはですね行政サイドも例えばここ3年とか5年こちらの市町村のごみ質ですね。これをきちっとデータ処理をして、生データでも良いですけど、そういうものをきちっと整理して提示してやらないとこれはまた水掛け論になってきます。ですから、ちょっとそれが一つ。

それから、今委員長がおっしゃったような事業性の検討と方式の検討を一挙にやるのであればもう、そういう公募的な案件、条件で。例えば簡単にいけば重油ひとつとってもあなたが調達するんならいくらで調達して経費も安くして出来るんですよ。という議論に突き進んでいけばいいんだと思います。

ただ、この事業性の検討と方式の検討を少し整理して、もう少し絞れない。その後でやりたいと言うことであるのならば、むしろ重油、灯油、電気だとかそれから先程言いましたセメント化の経費とか運搬費とかそれから電気代、売り電とかですね。

色んな単価をいわゆる行政サイドで、津山でやった場合はこうだよと。いうふうに提示してしまってあとは、金額について優劣を見るのにはほんとにメーカーさんがそれを多く使うか少なく使うか。単価が高いとか安いとかじゃないんですよ。その付近を分けて議論しないと、今非常に物価が上がったり、下がったりと変動しようとしているんですよ。ですから、逆に言えば一番最後の経済性に関する事項の中に(2)用役費というのがありますけれども、この単価については全て指定してしまって、こちらで。だからあなたが多く使うか少なく使うかでここが変わりますよ、という評価なんですね。だから、ある会社は去年の12月の単価でうちだったら重油は150円で調達できます。あるところは180円ですよといった話になるんだと思うんですよ。でも、それをここで議論する、比較するといった話ではないと思うんですよ。その為に、出来たらその考え方、分け方をして、この項目を出されたほうが効果的な選定が出来るんじゃないかと私は思いますけど。

<事務局> 今、岩永委員さんが言われましたとおり、非常に重油、電気、油、非常に変動しております。その中で、いつの時点のを使うかと言うのは非常に大きな課題であろうと思います。我々も単価的なものであれば電気、油、水道料を持っておりますのでこれにつきましてはメーカーのほうへ提供した上で、質問の中でもそういったものは一部ありましたので、提供してお答えいただきたいと思っております。

<事務局> 今のことなんですけども、単価を指定すると言うことは逆に言ったら、ことと、委員長が言われたブランドメーカーが最新式にですねどのような構想を持っているかということとバッティングするところがどうもあるような気がするんですけども。その辺はどんなんでしょうか。

<岩永委員> ですから、今お話をちょっとしましたとおり、例えば端的に言って事業性、例えばDBOであるとか工程を作ればいいやとか、PDOでやりたいとかいうのと、作ってとりあえずあとでやっていく、運転はとりあえず委託でいいとかかですね。そういう運営の事業のやり方と言うのがいくつかあるわけですよ。そのことも含めて方式と併せて検討したいというのであればおっしゃるように単価を示さずに調達していく

能力もあなたのところの力ですよ。パワーですよ。安く出来るんだったらどうぞ、ということを示してやっていけばいいと思います。

ただ、私がお話しているのは、なかなか今枠を広げておいて、事業性まで含めてアンケートやっていくのであればこういう書類では不足しますし、もう少し条件を出してあげないと駄目だし、いろんな準備が要るというのが私が持っている感想なんです。

<浦邊委員> ちょっとですね。今回6方式の方式選定でやる、あるメーカーの事業性を提案いただくというんですけど、例えば、スーカーならスーカーだけでも、あるところはPFIに近い提案かもしれないし。その辺で方式と事業方式とこの処理方式が密接に僕は関連していると思うんですよ。たぶん溶融と言うのは事業をPFIでやると思ったら溶融はもって来れないんじゃないかと思いますね。勝てないですから、他と溶融なしのスーカーが入ってくると、6方式の中にスーカーだけが入っていますから。なら、後は灰をどちらにもって行くのかという話だけになりますからね。まあ、一応6方式の中ではあまりその処理方式と事業方式と密接に関連する所があると思うんですが、比較と言う意味でちょっとまた、別の段階で少しやっていただきたいと思うんですけど。

この、アンケートを出している表が今日は無いんですけど、意向結果というのがないんですけど、事業性と採算両方出しているんですか。

<事務局> 今、処理方式とごみ処理方式と事業方式と言うお話ですけども、これに付きまして、まずごみ処理方式と、まずお尋ねの仕方としまして意向という形ですので、我々の方針としましてはいろんな方式を検討したいと思っておりますので、それぞれのメーカーのもとへ、持たれている実績のあるものについてそれぞれに方式を指定してごみ処理方式についての技術資料の提出をお願いした。

それと併せまして、そのメーカーが本来自分のところでのしたい希望する処理方式はどうかということと、それから当然ですけどそれに伴っての事業方式、希望する事業方式を伺っています。

事業方式と処理方式のすり合わせは最終的には当然しないといけないんですけど、現在ではごみ処理方式単体で論議していただきまして後に事業方式を含めての形での評価と言いますか事業方式についても検討いただきたいと思っております。

<酒井委員長> これは、今後の事業スケジュールについてと密接に関係してくることでありますので、次の資料ですね。来年3月までのタイムテーブルをまずご紹介ください。それで、どの段階で何を固めてどういう仕事を依頼していくのかと言うのを委員の方と共有いただくようにしましょう。

(5) 今後の事業スケジュールについて

平成20年度で、事業方式、処理方式についての答申をいただきたい。

意見質疑

<酒井委員長> 来年3月末に答申を出さねばならないということであと4回あります。ということで、まずは、事業方式と処理方式を分けて審議ということでご準備を考えておられます。

その中で今処理プラントメーカーのほうには意向調査と言うことで処理方式に関する実績とシステムと、それと希望されるシステム、事業方式に関する希望事業方式をヒヤリングされているという状況でございますが、今後の進め方としてですね、今の話を第一次意向調査と言うような意味合いで捉えつつ、次回の処理方式の審議の後に第二次本格意向調査と言う形で大体の処理方式の報告書というのを、こちらの技術審査委員会としての大枠をかためてそこに先程の事業性等々、最終的に事業方式と言うことになりましょうが最終プロポーザルをまとめるという2段階でこの作業をやると言うやり方はいかがでしょうか。

たぶん、そうしないと今聞いていただいている話だけでこの評価基準にまとめあげて、はいこれですよというようなことは我々ちょっとお出しできるようなものには多分ならないなと思っているんですが、いかがでございましょうか。

<事務局> 第二次意向調査に向けて整理し、論理構成が出来るように整理いたします。

<酒井委員長> 11月下旬の第2回をやった後の本格的な第二次意向調査、1月初旬の審議には間に合わない可能性はありますけども、少なくとも2月下旬のここでは相当のかちっとしたものができて審議ができるという手順で作っていただければと思います。

それと、先程の評価基準等を見せていただいたんですが、私のほうから希望を申し上げておきますが、5つのカテゴリーで整理されておりますが3)処理特性と4)維持管理性、ここは特に処理性能として処理性というふうに統合したほうがいいかと思っておりますので検討してください。

処理性と維持管理は2つに分けて評価できるというのは、そうそう簡単なことではないとそういう意味でもあります。

それから、あと5)経済性のところが当面こういう整理でいいんだろうと思いますがここはまさに事業方式との関係になって参りますので、何年のコスト性をどう見るかということ、特に人件費についての話が微妙な話になってくると思っておりますので、これは第1弾は暫定的に扱わせていただいて最終的にどうするか。その中に単価を固定する、しないという話も、みんな内包されてくる話になりますんで、そこは柔軟にやっけていく話だろうと思います。

加えて、今やっているステージのある種の性能比較というのが実際に次に技術評価をやって方式が決まって、実施設計やって性能試験やって本格的に動く。おそらく性能試験をやったあたりから、一体、事業方式としてどういう保証をやってもらおうかということが一番のポイントになりましょうから、そういうことで事業方式からお考えになったほうがいい。だから、頭で一番初めに決めてしまったら大変です。そこはある意味時系列で情報整理戦略してやっていただく必要があるということをぜひ肝に銘じてやっていってください。

事業手法を一断面でなにもかにもきめるものではないということは重要なポイントだと思います。それでは、約束の5時半が来たところだと。

<森住副委員長> 評価方法のところですけど重み付けのところ、これはむしろ住民代表にやっていただいたほうが良いのでここではモデルだけ示して、その中からチョイスいただくとそういうふうにしたほうが良いと思います。これはだから、検討委員会のほうにここはお願いしますよといっておいたほうが良いのではないですか。私たちよそ者ですから地元でやってもらったほうが。

<栗原オブザーバー> 今回いろんな基本構想、基本計画を作成しておりますけど、その中で施設整備に係わるコンセプトがですね。その辺のものが作成してあれば、その辺のところをバッティングさせるのも手かなとは思うんですよ。一般的に施設整備の計画をする時に、どのようなコンセプトを設けてそれに沿った施設ですよと。だから、極端に言っちゃうとお金が無いから一番安い施設を造りたいんですよという言い方になるのか、多少お金がかかっても環境に適應する施設ですよとかその辺のトーンがあると思っておりますので、もし、今までおつくりになった基本構想なり計画が列記されているならばその辺を加味して重要度係数に反映させるのも手かなとは思うんですけど。

<酒井委員長> これは、基本構想、基本計画での書き込みがあるのであればそれに沿えばいいというご意見ですがそういう書き込みはありますか。

<事務局> 見た感じでは、あまり入っていないような感じ。私作ってないんですけど。

<事務局> 先程森住副委員長からご指摘のあった件につきましては検討委員会に諮るということにさせていただきます。

<酒井委員長> 他に、今日の全体を通じて何かご指摘があれば。

8 その他

第2回の日程調整 11月29日(土) 午前10時～ 新大阪で行うことに決定。

9 閉会(副委員長あいさつ)